

輸入食品に対する検査命令の実施について（中国産しじみ）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産しじみ及びその加工品	クロルテトラサイクリン*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産活しじみからクロルテトラサイクリンを検出したため、検査命令を実施するものである。

* テトラサイクリン系抗生物質

<参考1>

中国産しじみの違反事例

①品名：活しじみ

輸入者：有限会社 東洋水産加工

届出数量及び重量：395袋、7,900.00kg

検査結果：クロルテトラサイクリン 0.08 ppm 検出

（基準：含有してはならない。）

届出先：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室

違反確定日：平成17年3月31日

措置状況：231袋は廃棄済み、その他については調査中

②品名：活しじみ

輸入者：明華貿易 株式会社

届出数量及び重量：900袋、18,000.00kg

検査結果：クロルテトラサイクリン 0.18 ppm 検出

（基準：含有してはならない。）

届出先：神戸検疫所

違反確定日：平成17年4月14日

措置状況：調査中

<参考2>

中国産しじみの輸入実績

（平成17年1月1日～4月13日：速報値）

品目	届出件数 (件)	届出重量 (t)	違反件数* (件)	違反重量 (t)
活・冷蔵しじみ	162	1,775	2	26
冷凍しじみ	7	90	0	0
むき身しじみ	3	51	0	0
加工しじみ	5	52	0	0

* 抗生物質の違反に限る